

議案第19号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年2月22日

提出者 目黒区議会議員

岩崎 ふみひろ

川端 しんじ

白川 愛

芋川 ゆうき

斉藤 優子

松嶋 祐一郎

石川 恭子

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年3月目黒区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下この条及び」を削り、「招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため」を「公務のため目黒区の区域外に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。

（目黒区議会の調査又は公聴会に出頭した者の費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 目黒区議会の調査又は公聴会に出頭した者の費用弁償等に関する条例（平成21年12月目黒区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は目黒区副区長相当額とする。

(説明) 議員に支給する日額旅費を廃止するため、条例改正の必要を認め、
この案を提出します。